

**技能検定等技能振興の在り方に関する  
検討会報告書**

**平成24年7月31日**

## 今後の技能検定等技能振興の在り方について（報告）

「技能検定等技能振興の在り方に関する検討会」は、本年４月以降、技能検定制度を含む技能振興施策の今後の在り方について議論を行ってきた。

資源の乏しい我が国にとって人づくりは、経済社会の安定した発展の原動力であり、国は新成長戦略で盛り込まれている分野を始めとした新規成長分野や我が国の基幹産業であるものづくり分野において必要とされる人材育成を進めている。特にものづくり分野の基盤となる技能はこれまで、生産の拡大、貿易の振興、新産業の創出、雇用の増大等国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に貢献してきたが、近時、経済のグローバル化による国際競争の激化、少子高齢化の進展や若者の技能離れといった変化に直面している。

こうした状況の中、今後とも我が国が持続的な発展を遂げていくためには、我が国においてもものづくり産業がメインエンジンとして果たす役割の意義を国民が共有し、その基盤となる技能の強みを引き続き発揮し続けていくことが重要である。このため、ものづくりを担う人材の育成を支援し、我が国の熟練技能者が有するものづくりに関する技能が円滑に承継されることを促進するとともに、社会全体が技能を尊重する機運を醸成することが必要である。

また、労働者の技能の程度を公証する技能検定については、都道府県が実施するものづくり分野に係る職種においては、近時、受検者数の伸び悩みや試験実施費用が受検手数料収入を上回るといった状況に直面している。技能検定は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業であるものづくり産業の発展に貢献してきたところであり、国・都道府県の厳しい財政状況が続く中であっても自立的・安定的な制度としていく必要がある。

以上の点を考慮し、当検討会では、ものづくり分野に焦点を当てて検討してきたところであり、今後の技能振興施策や技能検定制度について、下記のとおり取り組むことが適当である。

### 記

#### 1 技能振興施策について

##### (1) 技能の継承・若者の関心喚起の取組

ともすれば、品質にかかわりなく価格で競争がされるという状況がある中で、製

品の質が評価される流れを作ることが重要である。高い品質の裏付けとなるのは、高度な技能であることから、熟練技能者の持つ技能を広くアピールし、高度な技能が持つ魅力を社会全体が共有する必要がある。その際、技能検定合格者である技能士の職種を超えた交流や講習会の実施等により技能水準を維持・向上し、技能への信頼や魅力を高める必要がある。

また、若者のものづくり離れがみられる中で、我が国の高度な技能を将来にわたって継承するためには、多くの若者がものづくりに興味を持ち、進んで技能者を目指す取組が必要である。とりわけ、小中学生の段階から子供たちにもものづくりの技能について素晴らしさを感じてもらい、将来のものづくり産業の基盤を確かなものとする必要がある。

公共職業訓練の訓練生及び高校・大学等で学ぶ学生等（以下「学生等」という。）や既にものづくりの現場に入った若者が熟練技能者による実技指導に触発される機会を拡充することが重要である。また、各種技能競技大会に挑戦することは、その競技課題を通じ日頃から培った技能のレベルをさらに向上させる有効な機会であることから、参加者のさらなる裾野の拡大が必要である。

なお、職業能力開発施策、産業施策及び教育施策を所管する関係省庁間で連携した取組が進むよう配慮する必要がある。

#### 【具体的な方策】

- ア 技能士や熟練技能者の技能・技術や作品・製品を紹介するイベントや小中学校と連携したものづくり体験教室の開催、技能競技大会の成績優秀者や地域で活躍する熟練技能者が学生等に対し技能の魅力を伝えて就業意識を啓発する事業の推進
- イ 技能士や技能検定受検に資する情報、現代の名工、地域で独自に認定された熟練技能者等を紹介するポータルサイトの整備、小中学生に技能への関心を持たせるための授業用引きや教材の開発、学校・企業向けの広報周知媒体の作成
- ウ 技能競技大会の課題を活用し、すぐれた技能を有する企業OB、技能士等が行う実技指導により若年技能者の人材育成を行う企業等を支援
- エ IT等を利用し、将来に伝える必要のある熟練技能者の持つ技能について、暗黙知を形式知化して保存する取組の実施
- オ 技能水準の向上を目的とした技能士向け講習会の実施促進

## (2) ものづくり人材の育成

日本の基幹産業であるものづくり分野において、成長分野を踏まえた人材育成を推進する必要があるが、とりわけ、人材育成の支援が必要な中小企業に対する取組を強化するとともに、助成金については政策課題への重点化や利用しやすく分かりやすい内容とする必要がある。併せて、新たな事業展開に向けて必要となる技能の付与等、人材育成に課題を抱える企業への支援が必要である。

職業訓練の充実に関しては、正規雇用を希望する若者等に対する実践的な職業能力開発を推進するとともに、就業意欲のある高校中退者や中卒者の職業訓練の機会の確保が必要である。

また、訓練や実務を通じて習得された職業に必要な技能や知識についての評価を適正に実施し、求められる能力の変化に対する労働者の適応性を増大させるため、職業能力評価制度の一層の活用が重要である。

### 【具体的な方策】

#### ア 企業に対する人材育成支援の充実

- ・非正規労働者や若者を対象とした訓練や、ものづくり分野における技能継承のための訓練、成長分野で実施する訓練等の政策課題に沿った訓練への重点助成。併せて、助成金制度を利用企業にとって分かりやすく使いやすいものとするための見直しや周知の強化

- ・人材育成に関する施策の周知や人材育成の計画策定から実施までのアドバイス等総合的な支援の一層の充実

#### イ 技能競技大会の課題を活用し、すぐれた技能を有する企業OB、技能士等が行う実技指導により若年技能者の人材育成を行う企業等を支援【再掲】

#### ウ 在職者訓練を活用したグリーンイノベーション等新規成長分野における展開の支援

#### エ 若年層を対象とした職業訓練の充実

- ・雇用型訓練や日本版デュアルシステム等を活用したより効果的な訓練の推進
- ・中卒者向けの学卒者訓練（公共職業訓練）の受講支援

#### オ 新事業展開地域人材育成支援事業の活用による応用力を持った人材育成の推進

#### カ ジョブ・カード制度の活用促進

#### キ 職業能力評価制度の一層の活用

- ・公的職業訓練受講者をはじめとする技能検定受検者の拡大

- ・企業内人材育成の成果を評価する手段である社内検定認定制度について相談しやすい環境の整備等による利用促進
- ・キャリアマップ、職業能力評価シートの整備等による職業能力評価基準の活用。職業能力評価基準を活用した企業・業界独自の検定制度の整備に対する支援や技能検定の対象とならない職種等への職業能力評価基準のさらなる整備の推進。

### (3) 関係機関との連携・地域のネットワークを活かした取組の推進

上記(1)及び(2)の技能振興施策を推進する際には、国レベルで関係省庁が連携することはもとより、地域においても、労使関係者、業界団体、教育機関、都道府県・市町村、職業能力開発協会や技能士の技能向上、後進の育成等を行っている技能士会等が連携して取り組むことが重要である。また、既に政府において策定されている「若者雇用戦略」や「新成長戦略」等を踏まえた施策の展開を進めるべきである。

特に、各地域で技能振興の取組を行う都道府県職業能力開発協会については、職業能力開発促進法に基づき、技能検定を通じて得た情報や地域の業界団体等とのネットワークを活かし、技能振興事業を効果的に実施することができるため、地域における技能振興施策の実施については、協会が中心的な役割を果たしていくことが重要である。

## 2 技能検定制度について

技能検定制度は労働者の技能を評価し、向上を図るツールであり、昭和34年以来累計で460万人の技能士が主としてものづくり産業を支えるとともに、最近では、学生等の技能習得の目標や就職活動のアピール要素としても活用されている。

一方、行政刷新会議の「事業仕分け」により、国の技能向上対策費補助金は、25年度を目途に22年度概算要求額から1/2程度に縮減することが求められており、また、地方自治体や技能検定制度を支えてきた企業や業界団体も経済情勢の変化の中で厳しい財政状況にある。

こうした状況の中、技能検定の果たしてきた上記の役割を踏まえれば、制度を将来にわたって自立的・安定的に維持するための基盤強化が不可欠である。

### (1) 受検者数の拡大に向けて

## ア 受検機会の拡大について

より多くの受検ニーズに応えることができるよう、企業や学校のスケジュールや国及び都道府県が毎年公示する技能検定実施計画、中央職業能力開発協会における試験問題の作成計画の策定期も踏まえ、最適な試験実施日や申込時期、合格発表時期について検討するほか、ニーズの多い等級・職種についての試験実施頻度の増加を検討すべきである。

また、地域の公的教育訓練機関等への一層の働きかけにより会場・設備の貸与を積極的に要請し、少しでも受検しやすい環境の整備を進める必要がある。

この他、地域の実情に応じて学生等の受検促進策を講じていくことも重要である。

## イ 受検に向けた働きかけ

少子高齢化の状況下においても、技能検定3級の受検者数は増加しており、今後とも若者の受検を促し続けることが重要である。また、企業内でのさらなる技能の向上や職種転換を図る場合についても検定制度の活用を促す必要がある。このため、受検のための勉強に資する新たな教材の開発や熟練技能者等による実技指導も効果的と考えられる。これらの取組に当たっては、国、都道府県、職業能力開発協会は、全国及び地域の業界団体と情報交換を密にし、連携を強める必要がある。

## ウ 作業・等級等の新設や受検資格の見直し

技能検定制度を変化する産業動向に適応したものとするため、国は、業界団体等関係者の意見や技術革新の動向を踏まえ、引き続き適切な作業・等級を設定すべきである。今後の作業・等級の新設、統廃合については、既存の職種・作業との類似性や関係等技術的な観点からの検討が必要であることから、専門家による検討を進める必要がある。

また、将来の技能者の卵である学生等の受検ニーズの高い3級職種のnew設や若年技能者の受検を容易にするための受検資格の緩和、一定の技能競技大会の成績優秀者に係る試験科目の免除、1級取得者がその有する技能のさらなる向上を図る場合における評価の在り方その他、受検者数の特に少ない職種等の実技試験について受検者の職場において技能の程度を評価する試験方法についても検討する必要がある。

併せて、技能士の社会的認知を向上させる取組として、複数の上位級を有する者に対する顕彰の検討、技能士のロゴマークの作成普及を進める必要がある。

さらに、新たな職種の拡大については、平成13年に制度が創設された指定試験機関が実施する方式の活用を図るとともに、引き続き適切な試験が実施されるよう必要な取組を進め

るべきである。

## (2) 費用の効率化について

平成21年の「事業仕分け」以降、技能検定の実施主体である都道府県職業能力開発協会において、効率的実施のための様々な取組が進められているところであるが、行政刷新会議の指摘を待つまでもなく試験費用の効率化は必要であり、今後とも、不断の取組が求められる。

技能検定の実技試験費用をみると、職種間や同一職種であっても地域間のばらつきが見られるところである。このため、技能士資格を与えるにふさわしい試験水準を確実に維持できることを前提に、試験課題について見直しを進め、使用する材料等の抑制や職種の実態に応じて実技試験を要素試験に転換すること等により、さらに効率的に実施できるようにするとともに、材料の調達についても見直しを進めることとすれば、さらなる費用削減が期待できる。また、人件費等の管理費についても、受検者数の規模を勘案して、さらなる縮減に努めることが期待される。

国及び中央職業能力開発協会は、必要な情報提供や試験課題の見直し等により、上記の費用削減に向けた都道府県・都道府県職業能力開発協会の取組を支援する必要がある。

なお、技能検定は、検定委員の派遣や材料・設備の調達等長年にわたって構築された業界団体、企業等のネットワークによる有形無形の様々な協力を得て実施されているところであり、費用削減に当たっては、こうしたネットワークを破壊することのないよう留意し、公正な試験の実施を確保し、受検者にとっても大きなマイナスとならないようにすべきである。

### 【費用削減の目安】

事業費について試験課題の見直しや材料の調達方法の見直し等を進めるとともに、都道府県職業能力開発協会の管理費のさらなる削減により約4.3億円程度

## (3) 手数料の在り方について

技能検定制度は、国の技能振興施策の一環として実施されているが、業界団体にとっては当該業界を支える人材育成に資するものであり、受検者本人にとってはその職業キャリアの形成に役立つものであるとともに、地域の産業振興等にも寄与するものであることから、制度創設以来、国、都道府県、業界団体、受検者が、それぞれ応分の負担を担いながら、協力し合う中で運営されてきた。

技能検定の手数料は、業界団体の協力等により、平成12年に自治事務になった際に改訂して以来、1回の値上げ（国の標準額（※）を800円引上げ）が実施さ

れたに過ぎないが、国・都道府県の財政状況が厳しくなる一方、産業構造や経済状況の変化の中で業界団体のさらなる負担が難しくなる中であって、技能検定制度を自立的・安定的に存続させていくためには、さらなる費用削減の努力を行うとしても、手数料の在り方を見直さざるを得ない。

※ 技能検定は都道府県の自治事務であり、受検手数料の額は国が政令で標準額を示し、地域の実情に応じて都道府県が条例で定めている。

受検手数料の見直しについては、徹底した費用削減を行って受検者の理解を求める必要があるため、国は受検手数料の標準額の設定に当たって、上記（２）の費用削減の目安額に相当する費用削減がされることを前提とすべきである。

また、手数料の設定方式については、実際にかかる費用との対応関係が明確であることから職種ごとの受検手数料を設定することが適切であるとの考え方がある一方、収支構造にばらつきのある多くの職種の試験を安定的に行うことへの配慮や手数料徴収事務の複雑さを避けること等の理由により現行どおり職種によらず一律の標準額とするべきであるとする意見が多かったことから、今般の受検手数料見直しについても職種間の差を設けないことが適当である。

なお、国及び都道府県は技能検定制度が今後も技能振興の基盤として機能するよう、一定の補助金を交付し、制度の維持・発展に向けた責任を果たすべきである。

### 3 おわりに

ものづくり産業は我が国の基幹産業であることから、将来にわたる技能の継承や人材の確保を図ることが重要であることにかんがみ、上記１及び２で提言した取組を、今後、国、都道府県、職業能力開発協会、業界団体、技能士会、企業、労働者等の多様な関係者が十分な連携をとりつつ、我が国のものづくりを支える技能者の育成により着実に実施していくことが望まれる。特に、国は、今般提言された取組の実施状況について継続的に検証し、好事例を収集・発信するとともに、今後とも関係者が協力して技能振興施策を推進していくことができるよう、必要な環境整備を責任を持って進める必要がある。また、都道府県・市町村においては、技能振興が地域経済の活性化に資することを踏まえ、関係者と連携し、地域の実情に応じた技能振興施策を推進することが期待される。



【参考】技能検定等技能振興の在り方に関する検討会委員名簿（◎座長）

（公益代表）

- ◎今野浩一郎 学習院大学経済学部教授  
北浦 正行 公益財団法人日本生産性本部参事  
塩田 泰仁 （独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校教授  
松井 泰則 立教大学経営学部教授

（労働者代表）

- 井出 智則 日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員  
陳 浩展 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局部長  
宮本 信 JAM産業政策グループ長

（使用者代表）

- 五十嵐克也 日本商工会議所事業部長  
小林 信 全国中小企業団体中央会労働政策部長  
八幡 康 （株）日立製作所総合教育センターモノづくり教育本部長

（都道府県代表）

- 大石 義勝 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課長  
宮下 貞男 長野県商工労働部人材育成課長

（職業能力開発協会代表）

- 河村 保 愛知県職業能力開発協会事務局長  
畑中 啓良 中央職業能力開発協会総務企画部長  
宮川 雄司 東京都職業能力開発協会専務理事

（全国技能士連合会代表）

- 大関東支夫 社団法人全国技能士会連合会会長